

上野原市シティプロモーション推進業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

上野原市 政策秘書課

1 趣旨

本要領は、「令和7年度上野原市シティプロモーション推進業務」を委託するにあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、公募型プロポーザル方式により、伴走して業務遂行を可能とする適切な受注候補者を特定するため、上野原市シティプロモーション推進業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名

上野原市シティプロモーション推進業務

（2）業務内容

「上野原市シティプロモーション推進業務仕様書」のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

（4）発注者

上野原市長 村上 信行

（5）予定価格

5,962,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。なお、見積額の金額が予定価格を超過した場合は、失格とする。

（6）支払いについて

支払いについては、前金払いや部分払いを行わず、業務完了後の一括払いとする。

3 参加資格

次に掲げる要件(1)から(9)のすべてを満たしていること。

- （1）上野原市の令和7・8年度入札参加資格者名簿（物品製造等）に記載されていること。
- （2）他の地方公共団体において、直近10年間の間に、シティプロモーションに関する類似業務（シティプロモーションの推進等）を受注した者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- （4）通知日から契約日までの間、上野原市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成17年訓令第67号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）契約日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77 号。以下「暴対法」という。）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴対法第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団、又は暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団、又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 別添仕様書に基づく業務の履行が可能であること。

4 手続き等

(1) 担当課

〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市役所 政策秘書課 政策担当

電話：0554-62-3191

メールアドレス：seisaku@city.uenohara.lg.jp

(2) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

① 一次審査（参加資格の審査）

参加表明書及び添付書類の提出により参加資格を審査し、要件を満たした3～5事業者程度を一次審査通過者として選定する。一次審査（書類審査）結果通知、企画提案書に係る書類の提出依頼は、参加表明書に記載された電子メールに通知する。

② 二次審査

一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、その結果、1事業者を受託候補者として選定する。なお、受託候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

③ 公募要項等の公表と入手

実施要領や質疑書などの関係書類は、上野原市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）からダウンロードし入手する。上野原市政策秘書課窓口での閲覧、配布は行わない。

（３）日程

日程については、次のとおりです。なお、日程は市の都合により変更することもあります。

項 目	日 程
公募開始	令和７年６月２６日（木曜日）
質疑書の受付期限	令和７年７月４日（金曜日）
質疑書に対する回答期限	令和７年７月８日（火曜日）
参加表明書提出期限	令和７年７月１０日（木曜日）
一次審査（書類審査）結果通知、 企画提案書に係る書類の提出依頼	令和７年７月１１日（金曜日）
企画提案書提出期限	令和７年８月４日（月曜日）
審査（プレゼンテーション）	令和７年８月８日（金曜日）
最終審査結果通知・公表	令和７年８月下旬（予定）
契約締結・業務開始	令和７年８月下旬（予定）

（４）参加表明書の提出について

① 提出書類

- ア 参加表明書【様式１】
- イ 参加資格に関する申立書 . . .【様式２】
- ウ 受注実績調書【様式３】
- エ 会社概要書【様式４】

② 提出期限

令和7年7月10日（木）午後4時30分まで

③ 提出時間

開庁日の午前9時から午後4時30分までの間

④ 提出場所

前記（1）の担当課

⑤ 提出方法

持参、メール又は郵送（郵送の場合は、最終日の午後4時30分までに必着とし、書留郵便にすること。また、到着の有無を電話で確認すること。）

⑥ 一次審査（書類審査）結果通知、企画提案書に係る書類の提出依頼

令和7年7月11日（金）までに、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

⑦ 参加辞退

参加表明書提出日以降に辞退する場合は、参加辞退届【様式5】を事前連絡の上、持参又はメールにて提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

（5）質問の受付及び回答について

① 提出書類

質疑書【様式6】

※質疑書以外での問い合わせは一切受け付けない。

② 受付期限

令和7年7月4日（金）午後4時30分まで

③ 提出方法

電子メールで前記（1）のアドレスへ提出

（電話にて、担当課へ受信の有無を確認すること。）

④ 質問への回答

令和7年7月8日（火）午後5時までに電子メールで回答

⑤ 留意事項

質問に関しては、原則として1社1回とし、再質問は受け付けないので、質問内容は具体的かつ明確に記入すること。

(6) 企画提案書の提出について

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、枚数制限なし、表紙に業務名と社名を記載）

イ 見積書【様式7】①・見積明細書【様式7】②

なお、見積上限額は、5,962,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ウ 会社概要がわかる資料（※）

エ 業務体制、スケジュールがわかる資料（※）

オ 類似業務実績がある場合は、その内容がわかる資料（※）

（※）様式任意、提案書内にまとめて記載することも可。

② 提出部数

正本 1部 副本 10部（見積書は除く。）

正本と同一の電子データ 1式（見積書は除く。）なお、電子データの提出方法は、CD-R媒体、または電子メールとする。

③ 提出期限

令和7年8月4日（月）午後4時30分まで

④ 提出時間

開庁日の午前9時から午後4時30分までの間

⑤ 提出場所

前記（1）の担当課

⑥ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、最終日の午後4時30分までに必着とし、書留郵便にすること。また、到着の有無を電話で確認すること。）

(7) 企画提案書作成要領

- ① A4版縦、横書き、片面印刷、カラー（モノクロでも可）とする。ただし、スケジュールや図表などで一部A3版を使用しても構わない（A4サイズに折りたたむこと。）。
- ② なるべく平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること。
- ③ フォントは各社自由に設定し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ④ 企画提案書は、別紙仕様書に基づいた企画提案内容を的確・簡潔に記載すること。また、他の地方公共団体の実績の中から効果的な事業提案ができた具体的な事例がある場合はそ

の内容や、本業務を実施するにあたり、事業者としての基本方針や業務管理責任者等を含めた各種業務に対する実施体制なども合わせて記載すること。

5 審査（プレゼンテーション）について

（１）実施日

令和７年８月８日（金）午後２時～

＊参加表明受付通知にて、日程の詳細について通知する。

（２）実施会場

上野原市役所 会議室

（３）実施時間

プレゼンテーション：２０分程度

質疑応答：１０分

（４）評価項目

別紙のとおり

（５）優先交渉権者の決定

本市職員で組織する選定委員会において、提出された企画提案書・見積書等の書類審査並びにプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。

最高評価点獲得者が２者以上ある場合の優先交渉権者の選定は、委員の多数決により決定する。

（６）最終審査結果通知及び優先交渉権者の公表

① 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和７年８月下旬に、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

② 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和７年８月下旬に市ホームページ上に公表する。

③ 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後１週間に限り認める。

(7) プロポーザル参加に際しての留意事項

① 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 参加表明書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- オ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- カ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

② 留意事項

- ア プロポーザルの提案内容については、業務担当者が主に行うこととする。
- イ 提出された企画提案書などは返却しない。
- ウ 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- オ 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- カ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- キ 提出された書類は、上野原市情報公開条例（平成17年上野原市条例第9号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ク 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、又は使用することはできない。
- ケ プレゼンテーション用のパソコンを持参すること。なお、スクリーン、プロジェクターは市で用意する。

(別紙)

区 分	評価項目		評価基準等
業務実績、 実施体制等	①	業務実績の評 価	過去に地方公共団体と同様の業務を行った実績があり、その内容や結果が優れているか。
	②	実施体制の評 価	本業務に対する取組意欲や業務への理解度が高く、コンサルティングの方針が、市と伴走して業務を遂行していくうえで期待できるか。 各種業務に対して、業務遂行が可能な人員、チーム体制が確保されることが期待でき、業務が滞りなく推進できるスケジュールとなっているか。
業務内容等	①	現状分析の 実施に関する 評価	現状分析の方針は、市の現状や課題、地域資源等を明確にすることが期待できるか、また、本業務内の戦略への反映方針については、効果的な提案となっているか。 基礎調査、市民等アンケートの実施方法は、市の地域特性や業務目的を十分に踏まえた提案となっているか。
			組織する3つの会議について、それぞれの会議の目的を理解し、参加者に応じた適切な運営方法の提案や支援となっているか。
	②	諸会議に係る 運営支援に関 する評価	ファシリテーターとしての役割を担い、本市が抱える課題を的確に捉え、課題解決の効果が見込める会議内容となっているか。
			上野原市みらい戦略 2025－2030 及びブランドメッセージ「まだ、知らないだけ。」の主旨に沿った、本業務内における戦略の役割・位置付け・達成目標・指標の設定について適切な提案がされているか。
	③	上野原市シテ ィプロモーシ ョン戦略（仮 称）に関する 評価	提案内容に事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、本業務内の戦略策定に効果的な提案となっているか。
			シティプロモーション戦略を効果的に活用・推進するため、独創的で実現可能な独自提案が期待できるか。
④	④	シティプロモ ーション推進 に関する評価	
連動性	①	他業務との連 動性の評価	本業務内の戦略策定における地域力創造専門家派遣業務との連動性については、他事業者と連携しながら、地域力創造アドバイザーを有効に活用し、本業務内の戦略策定を遂行していくことが期待できるか。
表現力	①	プレゼンテー ションの評価	業務従事者がプレゼンテーションに関わり、提案内容が分かりやすく説得力があるか。また、質問者の意図を速やかに理解し、十分に回答できているか。
価格評価	①	価格の妥当性	提案内容が見積金額とバランスの取れたものとなっているか。
	②	価格の相対評 価	見積金額と最低提案価格との比較による評価。